

令和6年度

保育所利用案内

重要事項説明書



社会福祉法人 福島福祉施設協会

福島保育所

施 設 の 概 要

名 称	社会福祉法人 福島福祉施設協会 福島保育所
所 在 地	〒960-8002 福島市森合町8番地12号
電 話	024-534-4040 FAX 024-529-7771 携帯 (保育所) 090-4639-0483 (送迎ステーション) 080-9272-6026 mail アドレス fukushima-h@docomo.ne.jp
入所定員	120名
構 造	鉄骨2階建 1,835.46㎡
延床面積	1,370.57㎡
職 員	所長・主任保育士・副主任保育士・保育士・保育補助 主任栄養士・調理員・用務員
嘱 託 医 保育事業	小関小児科 小澤玲子医師・セントラル歯科 松本寛志医師 乳児保育・障がい児保育・延長保育・保育所体験 一時預かり事業・地域交流・幼稚園送迎ステーション
入所児童 クラス編成	0歳(満56日)より就学前の児童 ゆず組(0歳) もも組(1歳) りんご組(2歳) ぶどう組(3歳) やま組(4歳) そら組(5歳)

沿 革

- ◇ 昭和22年 3月22日 事業開始 同胞援護会福島支部が県より委託運営
- ◇ 昭和23年 3月 1日 福島県社会事業協会運営 同年5月児童福祉法による許可
- ◇ 昭和26年 4月 1日 県有土地建物は福島市に委託され福島市社会福祉協議会経営
- ◇ 昭和39年 8月25日 全面改装着工 昭和40年1月竣工
- ◇ 昭和51年12月22日 建物一部建設 (保健室1・事務室拡張)
- ◇ 昭和56年 2月 1日 福島市社会福祉協議会経営から
社会福祉法人福島福祉施設協会経営へ移る
- ◇ 平成15年 4月 建物一部建設 (テラス・遊戯室倉庫)
- ◇ 平成31年 3月 1日 新所舎落成
- ◇ 平成31年 3月 1日 開所式
- ◇ 令和 3年 4月 1日 幼稚園送迎ステーション拠点事業の開設

保 育 の 理 念

子どもの最善の利益のため、その人権を尊重し、保護者と地域と共に、豊かな人間性と生きる力を育みます。

保 育 方 針

- ① 「新保育所保育指針」に則り、子どもの人権を尊重し、その最善の利益のために保育する。
- ② 笑顔あふれる温かい雰囲気の中で、子どもたち一人ひとりに寄り添い、心身ともに健やかな成長を育む。
- ③ 豊かな食を通して生命の大切さ、生きる力を培う。
- ④ 保護者とのより良い協力関係を築きながら、共に保育を進める。
- ⑤ 健康で安全な環境のもとで、養護と教育の一体的な提供を行う。
- ⑥ 子育てサービス・情報を提供する中で、地域との関わりを大切に子育て支援を行う。

めざす子ども像

- ◇ 元気にあいさつができる子ども
- ◇ 自分で考え、たくさん遊ぶ子ども
- ◇ 優しい気持ちを持つ子ども
- ◇ 仲間と協力し、最後まで頑張る子ども

令和6年度 社会福祉法人 福島福祉施設協会 保育所会

福島保育所 事業計画

1、運営方針

- (1) 子どもの生命の保持と健やかな生活の基本となる健康及び安全の確保に努める。
- (2) 地域の保育ステーションとして、保育所の特性を生かした入所児の保護者への支援及び地域の子育て支援の役割を果たす。
- (3) 多様な保育ニーズに応え、保護者が安心して預けられるよう、質の高い保育を行う。《産休明け（満56日）からの乳児保育、延長保育（午前7時から午後7時）、一時預かり、障がい児保育》
- (4) 研修に取り組み専門性の向上を目指す。

- (5) 養成校（保育士、栄養士、看護師）及び小・中・高校生等からの実習や体験・訪問を受け入れることにより保育所の機能と役割を知らせ、人材育成に繋げる。
- (6) 保育所の情報を提供・公開することにより地域社会や子どもの学びの連続性に配慮し、幼・保・小・中との交流や連携に努める。
- (7) 養護と教育の一体的な保育に努める。
- (8) 子育て支援の充実を図るため、SNS を活用し地域還元プロジェクト（みんなで子育て等）を展開していく。

2、保育方針

- (1) 保育理念に則り、全体的な計画のもと保育を進める。
- (2) 適切な環境の中で子どもが安定した生活を送り、人格形成の基礎を培うことができるように努める
- (3) 常に保護者との共通理解のもと、家庭保育と集団保育との相互関係を大事にしながら保育を進める。
- (4) 食事や食に関する保育活動を通して、望ましい食生活や栄養摂取について知らせ、健全な心と体を育てる。
- (5) 子どもの心身の発達を阻害する事象を見逃さず、適切に対応する。
- (6) 小学校へのアプローチプログラムの一環として、就学児の交流会を実施し、運動を通じた心の育みを目指す。
- (7) 福島市特色ある幼児教育・保育プロジェクトを通して 6 施設で交流を図り、食についての興味・関心を深める。

3、食事方針

- (1) 多種類の食品を使い、バランスよく組み合わせた献立を作る。
- (2) 食材については、地産地消を中心に新鮮かつ旬の物を購入する。
- (3) 既製品は極力使用せず、原材料を始めから調理する。
- (4) 味付けには化学調味料を使用せず、薄味にして味覚を発達させる。
- (5) 年 1 回の嗜好調査を実施し、家庭と共に望ましい食習慣を身に付ける。
- (6) 出来立ての主食や副食を提供することにより、子どもの食への意欲を高め食育の促進を目指す。
- (7) アレルギー児の対応など、個々の健康状態に応じた食事を提供する。
- (8) 食べ物による窒息事故を防ぐために、子どもの食べる機能の発達に合った食材、調理法を工夫し安全に提供する。

4、健康管理

- (1) 身体測定、内科健診、歯科検診、乳児健診、尿検査（3 歳以上、年 1 回）を実施する。
- (2) 食事前、帰所後などのこまめな手指消毒、手洗いうがいを徹底する。
- (3) 玩具等の子どもの使用するものや人の手が触れる部分の消毒を徹底する。

- (4) 定期的な換気による部屋の空気の入替えと室温・湿度を保てるように工夫し、健康管理に努める。

5、安全管理

- (1) 危機管理・衛生管理・感染症マニュアルを全職員に周知徹底させ、地域との連携の中でその時に応じた安全管理に努める。
- (2) 子どもたちに分かりやすい防災、防犯の指導を行う。
- (3) 安全管理にかかわる研修に取り組み、その内容を職員全員に周知し実践することにより子どもたちの安全を守る。
- (4) 0歳児のマット型センサーの活用と目視確認で乳幼児の睡眠中の安全管理に努める。
- (5) 保育所に関わる全ての個人情報について、管理規程に沿って関係者の同意を得ながら慎重に取り扱う。
- (6) 保護者連絡を電話やメールだけでなく、アプリ導入により災害時において連絡方法を確保する。

6、保育の質の向上

- (1) 施設外の研修及び研修会に参加し、保育行政や動向に対して理解を深める。
- (2) 園内研修やオンライン研修、キャリアアップ研修等に取り組み専門性の向上に努める。
- (3) 人権擁護のためのセルフチェックリスト等を活用し、適宜保育の振り返りを行う。
- (4) 保育ソフトを活用して記録を整理し、事務の円滑化を図る。

7、令和6年度 保育内容・施設整備・購入等計画

項目	内容	対象・場所
保護者連絡 アプリの導入	緊急時に備え、アプリを使った連絡方法を確保する	全保護者対象
保育士体験	保護者の方の保育士体験	全保護者対象（希望者のみ） 7月中旬～9月中旬
足用さすまた 購入	不審者の侵入に備える。女性の多い保育所でも簡単に対応できるもの	玄関
令和6年度 特色ある保育プロジェクト	食育活動を中心にエントリーする	日ごろから取り組んでいる食育活動の充実を図る

令和6年度 年間保育目標

「たくさん食べて 体を動かして 元気に遊びましょう」

食育

- 野菜を見たり、触れたり、育てたりして、色々な食材に興味を持つ。
- 楽しい雰囲気の中で食事をし、丈夫な体をつくる。
- 食事のマナーに触れて、守って食べようとする。

散歩

- 簡単な交通ルールを理解し、友だちと手を繋いで歩くことを楽しむ。
- 友だちと保育士と一緒に交通ルールを守りながら歩き、体力を付ける。
- 外気浴や戸外に出て歩くことで、四季に触れ自然を感じる。

リズムック

- リズムや音の違いを理解しながら体を使って、楽器で演奏する楽しさを味わう。
- 話を聞き、理解して体を動かして表現することを楽しむ。
- 様々な楽器や道具に触れて体を動かすことを楽しむ。

食育

- 0 歳児
 - 野菜や果物を見たり触れたりすることを楽しむ。
- 1 歳児
 - 食材に触れ自ら食べる楽しさを感じる。
- 2 歳児
 - 簡単な手伝いや野菜の生長を見ることで自ら食べようとする。
- 3 歳児
 - 栽培活動を通して野菜の生長に触れ食べる意欲を育てる。
- 4 歳児
 - 栽培し収穫した喜びを感じ、調理や制作活動を楽しむ。
- 5 歳児
 - 栽培や調理保育等を通して食への興味を深め、友だちと喜びを共有する。

保育所生活について

〈 保育時間 〉

開所時間	月曜日～土曜日	7:00～19:00	延長保育あり	※別紙 1
保育時間	保育標準時間	1日最大 11時間	7:00～18:00	
	保育短時間	1日最大 8時間	8:00～16:00	※別紙 2
延長保育時間	保育標準時間認定児童	18:00 ～ 19:00		
	保育短時間認定児童	8:00前 16:00後		※別紙 3・4
閉所日（休日）	日曜日・祝祭日・年末年始（12月29日～1月3日）			

〈 登所・降所時 〉

- ・保護者と一緒に登所し、お子さんを保育室までお連れください。
- ・朝9時まで登所しましょう。遅れる、お休みする場合は9時までにご連絡ください。
- ・登所時間や迎えの時間が変更になる場合や、迎えの方がいつもと違う場合は必ず連絡をしてください。連絡のない場合は確認の連絡をさせていただくので、ご了承ください。
- ・ファミリーサポート等をご利用の方は事前にお知らせください。

保 育 所 の 食 事

食 事 目 標

- ◇ おなかがすくリズムをもてる子ども
- ◇ 食べたいもの、好きなものが増える子ども
- ◇ 一緒に食べたい人がいる子ども
- ◇ 食事づくり、準備にかかわる子ども
- ◇ 食べ物話題にする子ども

〈 給食の内容 〉

- 全年齢が、完全給食です。
- 乳児の食事
 - ・粉ミルクは保育所で準備いたします。（森永はぐくみ・哺乳ビン・乳首（消毒済））
- 離乳食の進め方
 - ・保育所では月齢や時期だけではなく、その子の発達や体調面、家庭での離乳食の進みなどを考慮しながら、ひとりひとりに合わせて離乳食を進めていきます。
 - 家庭で食べたことがない食材は、保育所で提供できないのが基本となります。そのため、食材しらべを離乳完了まで行います。
 - 保育所では、食物アレルギーなどの身体の異変が起きないように、食べて身体に変化がなかった食べ物から順に給食に取り入れていきます。
 - まだ、食べたことがない食材が献立にある場合は、体調の良い時にご家庭で食べていただき、体に変化がないかを確認できましたら、保育所にお知らせください。

※離乳食を開始しましたら、食材調べをお渡ししますのでお知らせください。

【 5・6か月頃 （離乳食 1回食） 】

○1回食は、ご家庭で食べて、新しい食品を食べて異常がなければ保育所にお知らせください。

【 7・8か月頃 （離乳食 2回食） 】

○個々の食べる状況に応じて、食材の硬さや大きさを加減して与え、またいろいろな食材を食べさせていながら離乳食の完了を進めていきます。

【 9～11か月頃 （離乳食 3回食） 】

○食材のかたさ・大きさ、使える調味料が増えます。歯ぐきでつぶせるかたさになります。

【 12～15か月頃 （離乳食 完了） 】

○味付けは薄味ですが、大人とほぼ同じものを食べられるようになります。

- ・ゆず・もも・りんご組の 1・2歳児の食事は、昼食と午前と午後におやつがです。
- ・ぶどう・やま・そら組の 3・4・5歳児の食事は、昼食と午後におやつがです。
- ・延長保育（18時以降の保育）では、夕飯に響かない軽いおやつがあります。
- ・毎日の給食は、玄関入り口左側のケースに展示しておきますのでご覧ください。
- ・給食を提供できる時間（喫食時間）は、出来上がってから10:20～12:20の2時間となります。登所が遅れる場合は、ご連絡ください。
- ・給食担当職員とゆず組の保育士は毎月保菌検査を行い、安全な給食を提供しています。

＜ 食物アレルギー対応 ＞

- 年度初めにすべてのお子さんの「アレルギー疾患に関する調査」を行います。 ※別紙5
- 食物アレルギーのあるお子さんには、原因となる食品を除いた除去食や、代替食品を使用した食事を提供しています。
該当するお子さんは、医師の診断を受け、アレルギー指示書（抗体検査結果）※別紙6の提出をお願い致します。入所時と年1～2回検査をしていただき、かかりつけの専門医の指示のもと、保護者の方と打ち合わせをしながら、進めていきます。
自己判断の除去食の対応はお受けできません。
集団での食事の中で行うため、特別な配慮ができない場合がありますのでご了承ください。
- アレルギーが改善され解除が決定された場合、医師の指示に従い家庭で試していただき、異常が見られない場合、保育所でも解除を進めます。
アレルギーが改善された場合も医師の指示に従い家庭で試していただき、異常が見られない場合は保育所でも解除となります。
- 保育所には食物アレルギーのお子さんもいらっしゃいますので、クラス内での食べ物のお土産等や差し入れは頂かないようになっております。ご了承ください。

＜ 延長保育 ＞

- 保育標準時間認定児童 18:00～19:00
- 保育短時間認定児童 8:00前 16:00以降 18:00以降

ご利用の方は「延長保育申請書」を提出してください。 **※別紙3・4**

※希望の方は、事務室に申し出てください。

- 延長保育料は 標準時間 18:00以降、短時間は8:00以前 16:00以降、1回200円となります。

玄関の時計のオルゴールが鳴ったら延長保育となります。

月末に集計し、翌月に請求となります。

急に必要となった場合は、電話でお知らせください。

＜ 土曜保育 ＞

- 保育時間申込書にて、利用する日が決まっている（毎週、隔週等）以外で利用の方は、その週の木曜日までお知らせください。利用の変更があった場合にも、お申し出ください。

＜ 保育料 ＞

- 0～2歳児は市の保育施設利用案内をご覧ください。
- 3～5歳児は無償

＜ 給食費 ＞

- 3～5歳児は、月額 主食代 1000円 副食代 6500円かかります。
なお、福島市より、副食代1700円の補助があります。

＜ 納入金 ＞

- 0～2歳児の保育料は、福島市より口座引き落とし、または福島市から配布される振込用紙にて納入してください。当月分は当月末日に引き落としになります。入所月に振替手続きの用紙が市より配布されます。
- 3～5歳児の主食代、副食代、延長保育料、教材費、または、0～2歳児の延長保育料、教材費は、毎月14日に請求、25日に保育所より口座引き落としになります。口座振替に同意していただき、手続きをお願いします。口座振替に同意いただけないご家庭は現金徴収となります。毎月25日までに保育所へご納入ください。 **※別紙7**
口座引き落とし不能の場合は、保育所の現金でお支払いください。
尚、2週間以上連続して欠席する場合は、長期欠席届を提出していただき、欠席日数1日当たり主食費40円副食費260円の減額となります。
- その他、保護者会費、絵本注文等はずり銭の無いようにし、登所した時に職員へ手渡ししてください。その際、金額を確認させていただきます。
夕方、土曜日はお預かりできません。

〈 写真販売 〉

- 保育所生活の様子や行事の写真をインターネットで販売をしています。
販売のお知らせをしますので、配布した用紙のQRコードを読み込みお申し込みください。
期限が過ぎますと、申し込みができなくなります。

〈 個人情報の取り扱い 〉

- 保護者の皆様からお預かりした個人情報は、当保育所が責任をもって管理します。
ご本人の承諾がない限り、収集した個人情報を第三者に提供することはありません。
集合写真等、撮影されて困る方は、事前にお知らせください。
- 年度初めには、個人情報承諾書、重要事項同意書の提出をお願いします。 ※別紙 8・9
保育所内のおたよりや行事などで、お子さんの名前を呼んだり掲載したりすることがあります。また、ホームページへ写真等も掲示しますのでご了承ください
- 各家庭で保育所内の様子や子どもたちを撮影した動画や画像は、許可なく譲与や掲載等はなさないようにお願いします。（個人情報保護法）

〈 手続きの変更について 〉

以下に変更があった場合には、申し出てください。保育所の書類を訂正していただき、保育所で預かり福島市に書類を提出します。

- 保育必要量の変更（就労・妊娠出産・育児休業・求職・災害）
➡ 『 支給認定申請内容変更届出書 』
- 住所 ・ 電話番号 ・ 世帯員の変更（家族増減等）
➡ 『 支給認定変更届出書 』
- 退所・転所をする時 （早めにお知らせください。）
➡ 『 退所届 』

〈 服装 〉

- 子どもの体に合った着脱しやすいもので、汚れを気にせず思いきり遊ぶことができる物にしてください。
- できるだけ薄着にさせ、温度調節のできる服装にしてください。
- スカートやスカート付きズボン及びフード付きパーカー等は遊具で遊ぶ際の事故防止のため着用を控えてください。またヘアピンも事故防止のため控えてください。
- 靴は足に合った歩きやすい靴にしてください。戸外遊びにサンダルや長靴などは危険ですので悪天候以外は、靴での登所をお願いします。
- 衣類についているスパンコール等飾りは、小さいお子さんの誤飲の恐れがあります。ご家庭でご使用ください。
- キーホルダーなどカバンにつけないでください。振り回してけがの原因になります。

〈 その他の活動 〉

- キッズヨガの講師の方を招いて、やま・そら組の子どもたちが習っています。
- 1～5 歳児月 1 回 リトミック協会の講師の方をお呼びしてリトミック教室を行います。
- 聴覚支援学校の子もたちと、ぶどう組、やま組、そら組が交流をしています。運動会や発表会には、一緒に参加します。

家庭との連携について

〈 連絡について 〉

- 勤務の都合上クラス担任に会えない時もあります。出勤している職員に必要なことを伝えてください。
- ゆず・もも・りんご組は、連絡ノートを毎日往復させお子さんの様子を共有していきます。保育所の様子をお知らせしますのでご家庭での健康状態、その他を記入してください。
- ぶどう・やま・そら組は、今日の出来事をメールでお知らせいたします。諸連絡もお伝えしますので必ず目を通していただき、お子さんとの会話を楽しみコミュニケーションをとりましょう。また、連絡ノートもあります。大切な件はノートに記入してください。
- 家庭通信を発行します。

毎月	1 日頃	てんぼう台	毎月の予定やお知らせについて
毎月	10 日頃	各クラスだより	
月末		給食の献立表	・ 給食だより
随時		保護者会だより	・ 保健だより ・ 行事のお知らせ

〈 送迎時について 〉

- 事故防止のために、必ず保護者と一緒に手をつないで登降所してください。安全でスムーズな送迎にご協力願います。
- 提出物は、期日までにお願いします。書類や納入金・与薬依頼は、職員へ封筒や袋を直接手渡ししてください。
- 保育所内での携帯電話の使用はご遠慮ください。

健康について

〈 登所の目安 〉

- 早寝早起きを心がけて生活リズムを整え、元気に登所できるようにしましょう。
- 身だしなみを整え、清潔にして登所できるようにしてください。
洗顔・歯磨き等、できることは自分で行えるようにし、爪や下着・髪の手入れについては、保護者が確認してください。長い髪は束ねて登所してください。小さいゴムは誤飲の恐れがありますのでご注意ください。
- 朝食をしっかりと食べ、朝排便の習慣をつけましょう。
- 前夜または起床時に、身体の異常があった時は必ず保育士にお知らせください。

〈 健康な歯をめざして 〉

- 年齢に合わせてお茶を飲んだり、口をゆすいだり、歯みがきをしたりして虫歯予防に努めます。
- 4・5歳児は歯みがき後のフッ化物洗口を実施しています。実施にあたり同意書を提出していただきます。フッ化物洗口は虫歯予防になりますが、ご家庭での歯みがきや仕上げ磨きが大切となります。家庭でもしっかり磨きましょう。

〈 保健計画 〉

- 健診、検査を受けて結果をお知らせいたします。異常があった場合は、受診し治療をしましょう。

内科健診 （全クラス） 5月と10月の年2回

乳児健診 （ゆず組） 毎月

歯科検診 （全クラス） 6月に1回

尿検査 （ぶどう・やま・そら組） 年1回

※歯科検診時に欠席されたお子さんや途中入所のお子さんは、囑託医のセントラル歯科で検診をお願いするようになりますので、よろしくお願いいたします。

〈 体調管理 〉

- ぶどう・やま・そら組は、毎日体調を確認してから登所をお願いします。
ゆず・もち・りんご組は、毎日検温し連絡ノートに記入してから登所をお願いします。
 - ・ご家族の方が体調不良な場合は、職員へお知らせください。感染症拡大を防ぐため送迎を玄関対応でお願いする場合があります。
- 体調に変化があった時
発熱は38℃以上ある場合、痛みやいつもより元気がない場合は、保護者の方へご連絡をさせていただきます。医務室にいますので、お迎えの際は、玄関ではなく外側より医務室にお越しください。
- 怪我をした時
 - ・医師の診断や治療が必要な場合は、保護者の方へ発生状況と症状を電話でお知らせし、受診先医療機関をご相談させていただきます。希望する医療機関がある場合はお伝えください。受診後に治療経過をお知らせいたします。場合によっては同行していただくこともあります。
 - ・保険証の記号番号等、正確にご記入ください。また、連絡先が変更になった場合には、速やかにお知らせください。
- 保険の加入をします
 - *「賠償責任保険」・・・ あいおいニッセイ同和損害保険株式会社に加入しています。
「独立行政法人日本スポーツ振興センター」
・・・ 同意書を提出していただき、保護者会にて負担しています。 ※別紙10

＜ 乳幼児突然死症候群予防 ＞

- SIDS の予防方法は確立していませんが、以下の 3 つのポイントを守ることにより、SIDS の発症率が低くなるというデータがあります。

「仰向けで寝かせましょう」「タバコはやめましょう」「出来るだけ母乳で育てましょう」
保育所では、発症を予防するために、各年齢決まった時間ごとに子ども状態を目視で確認し睡眠状態をチェック表に記入しています。

- 0 歳児（ゆず組）… 5 分おきに目視での確認とマット型センサーで体動と心拍数測定。
- 1 歳児（もも組）… 5 分おき、2 歳児（りんご組）… 10 分おき
- 3 歳以上児（ぶどう・やま・そら組）… 30 分おきに目視で確認。

- SIDS の発症が多い時期として、新しい環境の変化があった時ともいわれています。保育所に新しく入所したお子さんは、様子を見ながら保育時間を延ばして慣らし保育をしています。

お薬について

- * 保育所で第三者が薬を飲ませることは医療行為として位置づけられており、それを行うことが制限されております。やむを得ない場合は、受診し処方されたお薬 1 回分のみお預かりします。下記のようにご準備をお願いします。

※ 与薬依頼書と同じ大きさのジップアップ付きの透明袋に入れてください。

薬の説明書



記名し 1 回分の薬

与薬依頼書

※別紙 11

与 薬 依 頼 書

クラス名 _____

児童名 _____ 保護者名 _____

※ジッパーの裏に、与薬依頼書・くすり・薬の説明書を入れて依頼してください。
薬の名称や量には、必ずクラス名と児童名を記載してください。

病名(症状)	処方期間	受診日
		年 月 日
・薬の内容 (該当するものに○印)		
・粉薬 (包)	・水薬	・その他 ()
・錠剤(剤形)		
・点眼 (右・左・両方)	分間の開隔を明ける)	
・薬の服用(使用)のタイミング及び方法		
・昼食前	・昼食後	・午睡前
・午寝後		
・その他 ()		
・薬の保管法		
・室温	・冷蔵庫	・その他 ()
薬服用期間 年 月 日 → 年 月 日まで		
授かり者		
与薬者		
与薬時間		

※薬服用の記録を慎重に、マシンの記入も、保護者へ提出をお願いします。

保護者のサイン _____

2023

- ※ 塗薬の場合は、使い捨て手袋が綿棒をお持ちください。

薬服用開始日は、原則受診日となります。

薬服用最終日は、処方された日数の最終日となります。与薬最終日後には、保護者の方のサインをお願いします。

- ① 右上の「与薬依頼書」に記入し、1 回分の薬と一緒に職員に手渡してください。

手渡してお預かりできなかった時は、ご連絡をして確認させていただきます。※別紙 11

- ② 医療機関からの薬であること。(市販のものは対応できません。また、解熱鎮痛剤や予防的なお薬はお預かりいたしませんのでご了承ください。)

- ③ 長期継続して飲まなければならない薬の場合はご相談ください。
- ④ 医療機関に、保育所に通っていることを伝えて集団での保育が可能か確認をしてから登所するようにして下さい。
- ⑤ 名前の書いたジッパー付きの袋に、記名した薬・薬の説明書・与薬依頼書を入れて持ってきてください。

〈 感染症拡大を防ぐために 〉

- 感染症が発症した時は感染症の蔓延を防ぐため、完治しましたら登所日には「医師の意見書」を提出していただくようになります。 **※別紙 12**
- 乳幼児期は、流行しやすい感染症の種類も多く、いろいろな感染源に無防備なために、一人の発病者があれば、たちまち所内に広まってしまう危険性があります。そのため、早期発見し集団生活から引き離し治療する必要があります。病気が回復過程にあっても、病原体を排出するため他へうつす可能性がある期間は病気の種類によって大体決まっています（登所停止期間）が、その時の症状によって必ずしも一律ではないので、集団生活に入るためには医師の診断が必要になります。
- 感染症の病名により 「医師の記入」 「医師または保護者の記入」 があります。
「医師または保護者の記入」で良い場合は（保護者記入欄）に記入、捺印し提出してください。
- ★ 「与薬依頼書」「医師の意見書」はコピーしてお使いください。

〈 メディアとの付き合い方 〉

- スマホやテレビに子守はさせてはいませんか？
小さなお子さんにとっては、現実体験＝顔を合わせて話すことを通して自分の思いを伝えるためのことばや、他の人の気持ちを感じる力を育てます。特に、食事の時は消す。時間を決めて親子で一緒に見たり使ったりし、会話を大切にしてください。

緊急連絡の方法

〈 緊急時一斉メール登録のお願い 〉

- タブレットでの緊急メール配信をします。自然災害やインフルエンザ流行等による状況周知・把握の連絡手段として使用しますので、下記アドレスに登録していただきますようお願いいたします。

fukushima-h@docomo.ne.jp

右の QR コードも利用できます。



送信の際は「クラス・名前」を入力してください。保育所から登録完了のメールを返信します。変更時はメールにて再登録をお願いいたします。

〈 緊急避難場所について 〉

- 緊急時は避難が必要な場合は、メールでの連絡をします。速やかなお迎えをお願いします。

地震・火災・風水害・不審者	第一次避難場所	保育所南側駐車場
	第二次避難場所	保健福祉センター
	第三次避難場所	第四小学校

※避難することが危険な場合、保育所にとどまる時もあります。

苦情解決体制

〈 ご意見・ご要望について 〉

- 保育所のことで気づいたことは、保育のことについてのお悩みやお気づきのこと、不愉快なこと、改善してほしいことがございましたら、ご遠慮なくお伝えいただきたいと思います。私どもは、可能な限り保育所の皆様のご要望にお応えしたく最大の努力をはらっていくつもりです。
- 尚、当保育所ではこのような意見をいただくとき従来通り職員誰でも意見を賜りますが、担当と責任者をそれぞれ設けておりますので、お知らせいたします。
- 玄関の展示食がある裏に「ご意見箱」を設置しております。
- 担当者と責任者の段階でも、ご納得のいかない方は、当保育所と第三者の関係にある「相談窓口」を設置しておりますので、ご相談ください。

苦 情 解 決 者

責 任 者	所 長	木村 道子
受付担当者	主任保育士	安西 美樹

第 三 者 委 員

（苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置します。）

矢吹 稔	024-546-2255
大河内 恵	024-567-3526
齋藤 幸子	024-545-3859

○児童虐待防止に努めます

たとえ親からの愛情で行われた「しつけ」でも、結果的にお子さんの心身に著しい有害な影響を与えているとすれば、それは「虐待」であるといえます。例えば、食事が与えられていない、体や衣服が汚れたまま、病気、けがでも受診させていない、決められた予防注射を受けさせていない、子どもの目の前でのDV行為などがあげられます。

私たち職員は「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、児童並びに保護者に対し、児童虐待防止のための啓発や早期発見に努めます。

「 児童虐待の防止等に関する法律 第5条 」

学校、保育所や児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務所屬関係ある団体や職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

「 同 第6条 」

児童虐待を受けたと思われる児童を発見したものは、速やかに児童福祉事務室に通告しなければならない。



保 育 所 の 一 日

時 間	3 歳児未満児（ゆず・もも・りんご）	3 歳児以上児（ぶどう・やま・そら）
7:00	開所・順次登所（9 時まで） 自由遊び	開所・順次登所（9 時まで） 自由遊び
9:00	遊びの片づけ （排泄確認・手洗い） おやつ 保育計画による活動	遊びの片づけ （排泄確認・手洗い） 保育計画による活動
10:45	食事の準備（排泄・手洗い）	
11:00	昼食	食事の準備（排泄・手洗い）
11:20		昼食
	（午睡時間 12:00～14:30）	歯磨き・午睡の準備 （午睡時間 13:00～14:30）
	おやつの準備（排泄・手洗い）	おやつの準備（排泄・手洗い）
15:00	おやつ 自由遊び	おやつ
16:00	順次降所	自由遊び 順次降所
18:00	延長保育合同保育	延長保育合同保育
19:00	最終児童降所	最終児童降所



持 ち 物

組	そら	やま	ぶどう	りんご	もも	ゆず
通園用リュック	○	○	○	○		
連絡ノート	○	○	○	○	○	○
上履き・上履き入れ	○	○	○			
コップ・コップ袋	○	○	○	○	○6月～	
歯ブラシ（キャップ）	○	○				
着替え（下着も含む）2～3組	○	○	○	○	○	○
汚れ物入れビニール袋	○	○	○	○	○	○
食事用エプロン				○1枚	○2～3枚	○2～3枚
スタイ 2～3枚					○	○
口拭き用ウェットティッシュ			○	○	○	○
ガーゼ（授乳用）						○3～5枚
紙オムツ			○（必要に応じて）	○ 5～7枚程度	○ 5～7枚程度	○ 10枚程度
おしり拭きナップ			○必要に応じて	○	○	○
キッチンポリ袋			○必要に応じて	○	○	○
午睡用布団セット①			○	○	○	○
午睡用布団セット②	○	○				
パジャマ・パジャマ袋	○	○	○			

・午睡用布団セット① 大判のバスタオル2枚・毛布（冬季のみ）・敷き布団を準備お願いします。
ゆず組は保育所用敷布団を使用します。布団カバーをお貸しします。

・午睡用布団セット② そら・やま組は簡易ベットを使用します。

大判バスタオル1枚・敷マット・毛布（冬季）の準備をお願いします。

★ 持ち物にはすべて記名をお願いいたします。（見えるところに・大きく・はっきりと）

〈 おねがい 〉

- ・衣類等不足した場合は保育所の物をお貸しします。洗濯をしてお返してください。
- ・紙オムツや汚れ物を入れた袋は、借りた枚数をお返してください。
- ・必要物以外のもの（玩具・お菓子等）は持たせないでください。
- ・布団・上靴・パジャマ・紅白帽子は、週末に持ち帰り、清潔にして週の初めにお持ちください。
- ・リュックは体に合ったものをお使いください。

〈 名前の書き方 〉

布団バック



紅白帽子(教材注文)



薬袋



敷布団カバー(表と裏にも)・大判のバスタオル2枚・毛布(寒気時のみ)



靴下・エプロン
には大きく

オムツは前部分
シールがない側



靴

衣服はタグでもよい



ナップ本体

ナップの口

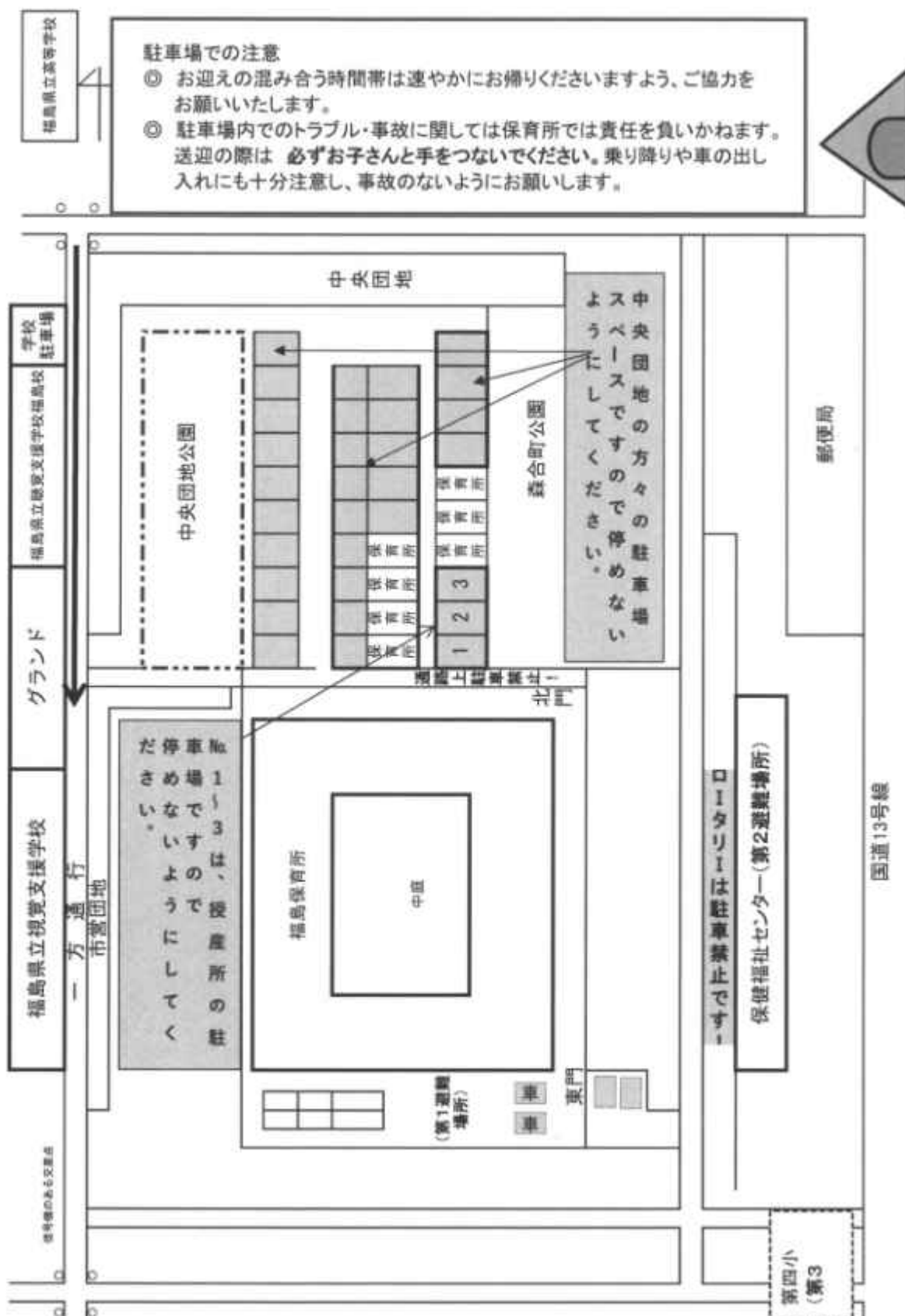
汚れ物入れ



リュック

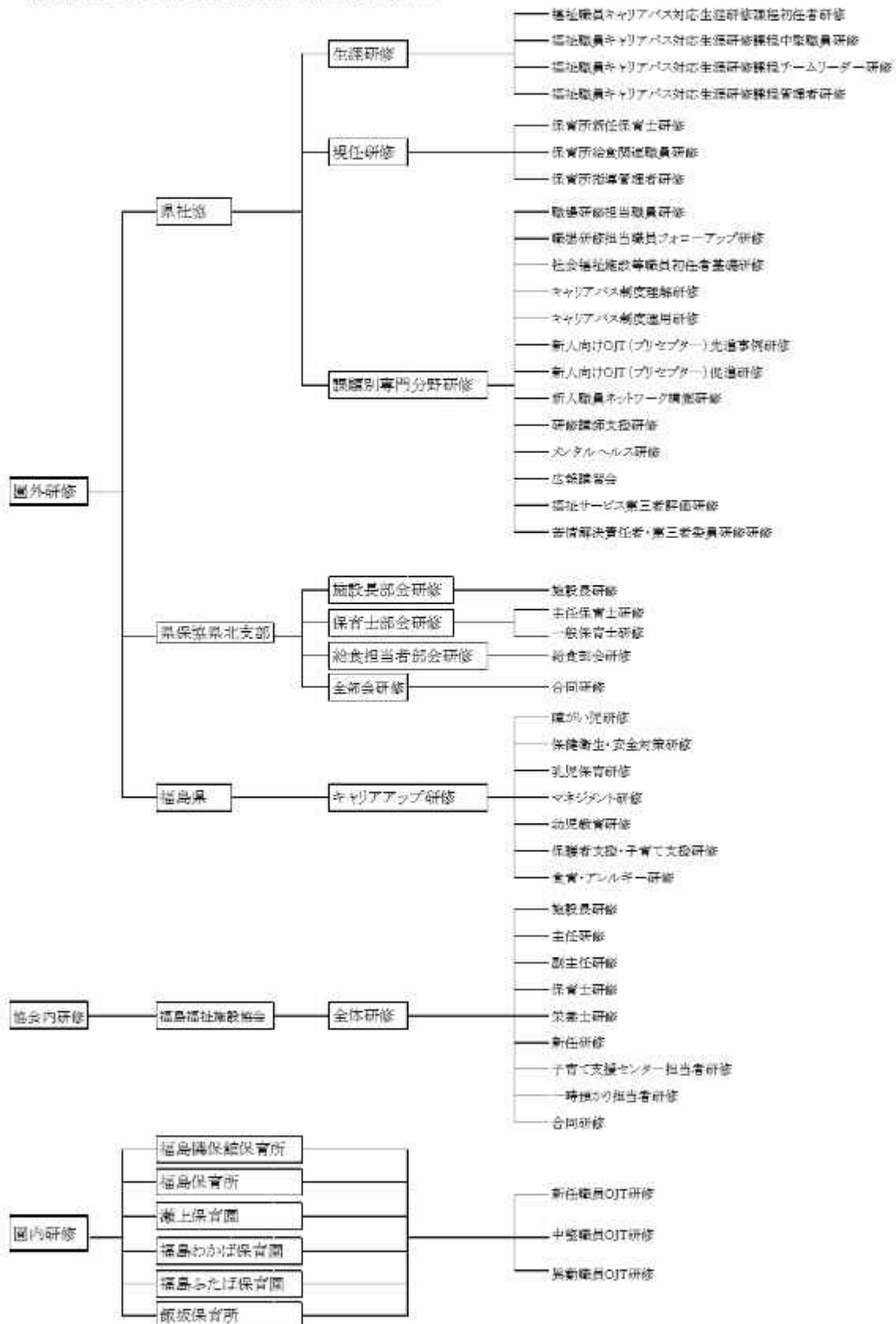


駐車場 ・ 避難場所



研修体系

社会福祉法人福島福祉施設協会保育所職員研修体系



カスタマーハラスメントに対する行動指針

社会福祉法人 福島福祉施設協会

【目的】

社会福祉法人福島福祉施設協会（以下「本会」という。）は、「人とともに地域とともにいきいきと ～ふだんのくらしのしあわせ～」を基本理念に掲げ、職員一同が日々の業務に取り組んでおります。

本会の基本理念を実現するためには、本会とご利用者、そのご家族、関連事業所や取引業者（以下「関係者の皆様」という。）との協力関係が必須であると考えております。本会と関係者の皆様がお互いに信頼しあい、本会職員（以下「職員」という。）が安心して気持ちよく働くことができれば、結果として関係者の皆様の満足度向上や課題の解決につながるはずです。

この指針は、それらを実現するために関係者の皆様に、ご協力いただきたいこと、知っておいていただきたいことをお伝えすることを目的といたします。

【カスタマーハラスメントについて】

関係者の皆様からの暴言や暴力・悪質なクレームなどの迷惑行為（以下「カスタマーハラスメント」という。）は、ハラスメント行為となります。

労働契約法第5条において、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」と規定されているとおり、職員の心身の健康に配慮し安心して働くことのできる環境を提供する義務があります。

【対象となる行為】

この指針におけるカスタマーハラスメントの対象となる行為は、労働施策総合推進法が定義するハラスメントの定義を基準とし、以下のような関係者の皆様の言動を想定しております。なお、記載されているものは例示であり、これらに限られるという趣旨ではございません。

＜関係者の皆様による職員に対しての暴力・暴言・ストーカー行為＞

- ・暴力・暴言・誹謗中傷（インターネット、SNS上でのものも含む）
- ・威迫・脅迫
- ・ストーカー行為（頻繁な電話やメール並びに SNS のメッセージ送信を含む）
- ・人格を否定する発言
- ・侮辱する発言

＜関係者の皆様による職員に対しての過剰または不合理な要求＞

- ・合理的理由のない謝罪の要求
- ・解雇等の本会内処罰の要求
- ・社会通念上相当程度を超えるサービス提供の要求

＜関係者の皆様による職員に対しての合理的範囲を超える時間的・場所的拘束＞

- ・合理的理由のない長時間の拘束
- ・合理的理由のない事業所以外の場所への呼び出し

＜関係者の皆様による職員に対してのその他ハラスメント行為＞

- ・プライバシーの侵害行為
- ・セクシュアルハラスメント
- ・その他各種のハラスメント

【カスタマーハラスメントへの対応】

＜本会内での対応＞

- ・カスタマーハラスメントの発生に備え、職員がカスタマーハラスメントに関する知識及び対処法を習得するための施策を実施します。
- ・カスタマーハラスメントに関する相談窓口を設置します。
- ・カスタマーハラスメントの被害にあった職員のケアを最優先に努めます。
- ・カスタマーハラスメント発生時の対応体制を構築します。

＜本会外での対応＞

- ・カスタマーハラスメントに届することなく、合理的で理性的な話し合いを求め、よりよい関係の構築に努めます。
- ・カスタマーハラスメントに関することについては、その内容を正確に把握するため、電話や会話の内容を録音させていただく場合があります。その内容は当該カスタマーハラスメントの解決のために利用します。
- ・カスタマーハラスメントが行われた場合は、必要に応じて弁護士等適切な外部専門家を交えながら解決を図ることがございます。
- ・カスタマーハラスメントが行われた場合は、契約の解除や取引を中止することがあります。
- ・カスタマーハラスメントの性質が、反社会的勢力による不当または不法な圧力である場合は、断固たる対応を行うものとし、必要に応じて警察等関係機関との連携を図り対応します。

【関係者の皆様に対するお願い】

職員の心身の安全を確保し、関係者の皆様と職員の対等で良好な関係を築くために、この指針を制定いたしました。

多くの関係者の皆様は、上記に該当するような事案はなく、施設をご利用いただいておりますが、今後もより良い関係の構築により、質の高いサービスの提供に尽力していききたいと考えておりますので、引き続きご協力お願いいたします。

制定 令和5年10月1日

